

健康保険・厚生年金保険 資格等取得（喪失）連絡票

下記の者は、健康保険・厚生年金保険の被保険者資格を 取得(喪失)したことを連絡します。

下記の者は、健康保険の被扶養者として 認定(認定を抹消)されたことを連絡します。
(該当欄にレを記入して下さい。)

令和 年 月 日

所在地 _____
 事業所 名称 _____
 代表者 _____
 - - (担当者)

被 保 険 者	氏名	生年月日	昭・平・令	年	月	日							
	住所					性別	男・女						
	資格取得(喪失)年月日 (退職年月日)	取得	年	月	日	喪失 (退職)	令和 令和	年	月	日	年	月	日
	健康保険の被保険者等記号・番号												
年金手帳の基礎年金番号													
被 扶 養 者	氏 名	生 年 月 日	続柄	被扶養者の認定(認定抹消)年月日				被保険者退職以外のおきの抹消理由					
		昭・平 令	年 月 日		認定	令和	抹消	年 月 日					
		昭・平 令	年 月 日		認定	令和	抹消	年 月 日					
		昭・平 令	年 月 日		認定	令和	抹消	年 月 日					
		昭・平 令	年 月 日		認定	令和	抹消	年 月 日					
		昭・平 令	年 月 日		認定	令和	抹消	年 月 日					

【記入上の注意】

- 被保険者の欄の「資格の喪失年月日」は「退職年月日」の翌日を記入してください。
- 被扶養者がある場合は被扶養者の欄も記入してください。
- 被扶養者のみの認定(認定抹消)があったときは、被保険者の欄も記入してください。なお、被扶養者欄の「被扶養者の認定(認定抹消)年月日」は、社会保険事務所から送付される「健康保険被扶養者(異動)確認通知書」に基づき、記入してください。
- 被扶養者欄の「被保険者退職以外のおきの抹消理由」は、退職以外に理由がある場合に記入してください。(例：被扶養者認定基準を上回る収入、被扶養者の就職 等)

国民健康保険・国民年金の市役所への資格届出

こんなとき		国民健康保険	国民年金（20歳以上60歳未満）
従業員	就職したとき	資格喪失（社会保険加入） <健康保険の被保険者になったとき> 【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・国民健康保険被保険者証、国民健康保険資格確認書 または資格情報のお知らせ ・健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、資格等取得（喪失）連絡票	種別変更（喪失）（1号、3号 2号） <厚生年金保険の被保険者になったとき> ・届出の必要はありません。
	退職したとき	資格取得（社会保険離脱） <健康保険の被保険者でなくなったとき> 【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・資格等取得（喪失）連絡票（被扶養者のいる方は、その被扶養者の資格喪失日の記載があるものが必要です。）	種別変更（取得）（2号 1号、3号） <厚生年金保険の被保険者でなくなったとき> 【持っていくもの】 <1号被保険者になるとき> ・資格等取得（喪失）連絡票 <3号被保険者になるとき> ・配偶者の勤務する事業主への届出は必要ですが、市役所への届出は必要ありません。
従業員の家族	従業員の被扶養者（年金は被扶養配偶者）になったとき	資格喪失（社会保険加入） <健康保険の被保険者の被扶養者になったとき> 【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・国民健康保険被保険者証、国民健康保険資格確認書 または資格情報のお知らせ ・健康保険資格確認書または資格情報のお知らせ、資格等取得（喪失）連絡票	種別変更（喪失）（1号、2号 3号） <厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者になったとき> ・事業主への届出は必要ですが、市役所への届出は必要ありません。
	従業員の被扶養者（年金は被扶養配偶者）でなくなったとき	資格取得（社会保険離脱） <健康保険の被保険者の被扶養者でなくなったとき> 【持っていくもの】 ・個人番号が分かるもの ・資格等取得（喪失）連絡票	種別変更（取得）（3号 1号、2号） <厚生年金保険の被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき> 【持っていくもの】 <1号被保険者になるとき> ・資格等取得（喪失）連絡票 <2号被保険者になるとき> ・届出の必要はありません。

〔注1〕国民健康保険の資格取得喪失届出

退職（健康保険任意継続被保険者になられた方は期限満了時）・就職等により国民健康保険の資格を取得・喪失した方の属する世帯主は、14日以内に市役所への届出が必要です。

国民健康保険組合加入者については、その組合への届出が必要です。

資格取得・喪失の届出が遅れた場合であっても、国民健康保険税は資格を取得・喪失した時点まで遡って計算されます。

〔注2〕国民年金の種別変更届出

国民年金の被保険者の種別

- ・第1号被保険者（1号）・・・農業、自営業者など2号、3号でない者
- ・第2号被保険者（2号）・・・厚生年金、共済組合加入者
- ・第3号被保険者（3号）・・・厚生年金、共済組合加入者の被扶養配偶者

退職（健康保険任意継続被保険者になられた方を含む）等により種別が第1号被保険者に変更することになる方は、14日以内に市役所への届出が必要です。

第2号被保険者の被扶養配偶者（第3号被保険者）への変更は、「被扶養者（異動）届」との複写様式により、事業主を経由して年金事務所への届出が必要です。